第八十三条中「第三十八条第二項」の下に「（法第四十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）」を、「掲げる事項」の下に「（法第四十三条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第三号及び同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議を行うことができない理由

第八十四条の見出し中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同条第一項中「第八十一条第一号に掲げる事項及び」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第八十五条の見出し中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「遊休農地」を「農地」に改め、「及び見通し」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第八十六条の見出し中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同条第一項中「前条第一号に掲げる事項及び」を削り、同条第二項中「、前条第一号に掲げる事項」を削り、「遊休農地」を「農地」に改める。

第八十八条中「遊休農地」を「農地」に改める。

第九十一条第二号を削り、同条第三号中「農地売買等事業」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業をいう。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第九十五条第二号中「及び」を「に掲げる者及び同条」に改め、「者」の下に「（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）」を加える。

第百一条を第百五条とし、第百条の次に次の四条を加える。

（農地台帳の記録事項）

第百一条　法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号

二　その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別

イ　法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの

ロ　農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの

ハ　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの

ニ　イからハまでに掲げるもの以外のもの

三　その農地に係る遊休農地に関する措置（法第四章に定める措置をいう。）の実施状況

四　その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があつた場合にあつては、その旨（その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについて当該所有者の同意がある場合に限る。）

五　その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨

イ　農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域

ロ　農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域

ハ　都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域

ニ　市街化区域

ホ　都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域

ヘ　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区

六　その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

七　その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

八　その他必要な事項

（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第百二条　農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

（農地台帳に記録された事項の提供）

第百三条　農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2　農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すものとする。

（公表することが適当でない事項等）

第百四条　法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　市街化区域内にある農地　全ての事項

二　前号に掲げる農地以外の農地　法第五十二条の二第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

付録第二の次に次の様式を加える。

別記様式（第74条関係）

農地における利用の意向について

平成　年　月　日

住所

氏名

電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

□　当該農地について、農地中間管理事業を利用します。（注1）

□　当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：○○）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注2）

□　当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。

□　自ら耕作します。

□　その他